

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田辺市は、特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

和歌山県田辺市長

## 公表日

令和8年1月28日

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」を遵守し、事務を遂行している。マイナンバーが必要な場合は、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。マイナンバー入りの書類を郵送等する際には、宛先に間違いがないか、関係ない者の特定個人情報が含まれていないかなど、複数人で確認を行っている。また、マイナンバー入りの書類等は施錠できる書棚に保管することを徹底しており、廃棄の際は焼却又は細断するなど対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

<b>9. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
<b>10. 従業員に対する教育・啓発</b>	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている                      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 特に力を入れて行っている</li> <li>2) 十分に行っている</li> <li>3) 十分に行っていない</li> </ul>
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> [ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策                      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業員に対する教育・啓発</li> </ul>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である                      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ul>
判断の根拠	<p>特定個人情報を含む文書や電子データは、施錠できる書棚に保管することを徹底している。また、特定個人情報を含む文書や電子データを廃棄する際は、複数人で焼却又は細断し、個人情報が外部の者に見られないように処理している。これらの対策を講じていることにより、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	<p>・児童手当法に基づき、高校生年代(18歳になって最初の3月31日までの者)までの児童を対象として、児童を養育している父母又はその他保護者に、児童手当(3歳未満の第1子・第2子は月額1万5千円、3歳～高校生年代の第1子・第2子は月額1万円、第3子以降は月額3万円)を支給している。その他保護者の例として、児童福祉施設等入所児童については、施設の長又は里親に支給する。</p> <p>・田辺市は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①児童手当の受給資格及び額の認定請求の受理、審査又は請求に対する応答            ②児童手当の額の改定の請求の受理、審査又は請求に対する応答            ③未支払の児童手当の請求の受理、審査又は請求に対する応答            ④現況届出の受理・審査又は請求に対する応答            ⑤関係機関への資料の閲覧、提供、報告の求め            ⑥父母指定者の届出の受理、審査又は届出に対する応答</p> <p>・他団体への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を中間サーバに保存する。</p> <p>・申請・届出等は、窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能により受領する。</p> <p>・処分通知等は、郵送、マイナポータルのお知らせ機能により通知する。</p>
③システムの名称	児童手当システム、宛名管理システム、中間サーバ・ソフトウェア／プラットフォーム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表81の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 実施する ]</p> <p>1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【提供】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、53、76、125、141、161の項</p> <p>【照会】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106、107の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号 田辺市 市民部 市民課 0739-26-9925
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号 田辺市 市民部 市民課 0739-26-9925
9. 規則第9条第2項の適用	
	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」を遵守し、事務を遂行している。マイナンバーが必要な場合は、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。マイナンバー入りの書類を郵送等する際には、宛先に間違いがないか、関係ない者の特定個人情報が含まれていないかなど、複数人で確認を行っている。また、マイナンバー入りの書類等は施錠できる書棚に保管することを徹底しており、廃棄の際は焼却又は細断するなど対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査                      [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている                      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 特に力を入れて行っている</li> <li>2) 十分に行っている</li> <li>3) 十分に行っていない</li> </ul>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策                      [ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策                      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業員に対する教育・啓発</li> </ul>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である                      ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ul>
判断の根拠	<p>特定個人情報を含む文書や電子データは、施錠できる書棚に保管することを徹底している。また、特定個人情報を含む文書や電子データを廃棄する際は、複数人で焼却又は細断し、個人情報が外部の者に見られないように処理している。これらの対策を講じていることにより、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年5月27日	I 関連情報 5 ②所属長	廣井 崇史	那須 肇	事後	人事異動に伴う変更
平成29年6月2日	I 関連情報 5 ②所属長	那須 肇	中村 誠	事後	人事異動に伴う変更
平成29年6月2日	IIしきい値判断項目 1対象人数	平成26年12月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正
平成29年6月2日	IIしきい値判断項目 1取扱者数	平成26年12月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正
平成29年7月18日	I 関連情報 1 ③システムの名称	児童手当システム、宛名管理システム、中間サーバ・ソフトウェア／プラットフォーム	児童手当システム、宛名管理システム、中間サーバ・ソフトウェア／プラットフォーム、サービス検索・電子申請機能	事前	サービス検索・電子申請機能の使用による追記。
平成29年7月18日	I 関連情報 1 ②事務の概要	<p>・児童手当法に基づき、中学生(15歳になって最初の3月31日までの者)以下の児童を対象として、児童を養育している父母又はその他保護者に、児童1人につき月額1万円(3歳未満又は第3子については、1万5千円)を支給している。ただし、所得による受給の資格制限があり、限度額を超えた場合は特例給付として、児童1人につき5千円を支給している。その他保護者の例として、児童福祉施設等入所児童については、施設の長又は里親に支給する。</p> <p>・田辺市は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①児童手当若しくは特例給付の受給資格及び額の認定請求の受理、審査又は請求に対する応答</p> <p>②児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、審査又は請求に対する応答</p> <p>③未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、審査又は請求に対する応答</p> <p>④現況届出の受理・審査又は請求に対する応答</p> <p>⑤関係機関への資料の閲覧、提供、報告の求め</p> <p>⑥父母指定者の届出の受理、審査又は届出に対する応答</p> <p>・他団体への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を中間サーバに保存する。</p>	<p>・児童手当法に基づき、中学生(15歳になって最初の3月31日までの者)以下の児童を対象として、児童を養育している父母又はその他保護者に、児童1人につき月額1万円(3歳未満又は第3子については、1万5千円)を支給している。ただし、所得による受給の資格制限があり、限度額を超えた場合は特例給付として、児童1人につき5千円を支給している。その他保護者の例として、児童福祉施設等入所児童については、施設の長又は里親に支給する。</p> <p>・田辺市は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①児童手当若しくは特例給付の受給資格及び額の認定請求の受理、審査又は請求に対する応答</p> <p>②児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、審査又は請求に対する応答</p> <p>③未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、審査又は請求に対する応答</p> <p>④現況届出の受理・審査又は請求に対する応答</p> <p>⑤関係機関への資料の閲覧、提供、報告の求め</p> <p>⑥父母指定者の届出の受理、審査又は届出に対する応答</p> <p>・他団体への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を中間サーバに保存する。</p> <p>・申請・届出等は、窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能により受領する。</p> <p>・処分通知等は、郵送、マイナポータルのお知らせ機能により通知する。</p>	事前	サービス検索・電子申請機能の使用及びマイナポータルのお知らせ機能での通知開始による追記。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月7日	I 関連情報 5 ②所属長	中村 誠	那須 肇	事後	人事異動に伴う変更
令和1年7月1日	I 関連情報 5 ②所属長	那須 肇	市民課長	事後	
令和1年7月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数	平成30年7月7日時点	令和1年6月25日時点	事後	
令和1年7月1日	II しきい値判断項目 1 取扱者数	平成30年7月7日時点	令和1年6月25日時点	事後	
令和1年7月1日	IV リスク対策		新規追加	事後	
令和5年10月1日	I 関連情報 1 ②事務の概要	<p>・児童手当法に基づき、中学生(15歳になって最初の3月31日までの者)以下の児童を対象として、児童を養育している父母又はその他保護者に、児童1人につき月額1万円(3歳未満又は第3子については、1万5千円)を支給している。ただし、所得による受給の資格制限があり、限度額を超えた場合は特例給付として、児童1人につき5千円を支給している。その他保護者の例として、児童福祉施設等入所児童については、施設の長又は里親に支給する。</p> <p>・田辺市は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①児童手当若しくは特例給付の受給資格及び額の認定請求の受理、審査又は請求に対する応答</p> <p>②児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、審査又は請求に対する応答</p> <p>③未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、審査又は請求に対する応答</p> <p>④現況届出の受理・審査又は請求に対する応答</p> <p>⑤関係機関への資料の閲覧、提供、報告の求め</p> <p>⑥父母指定者の届出の受理、審査又は届出に対する応答</p> <p>・他団体への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を中間サーバに保存する。</p> <p>・申請・届出等は、窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能により受領する。</p> <p>・処分通知等は、郵送、マイナポータルのお知らせ機能により通知する。</p>	<p>・児童手当法に基づき、中学生(15歳になって最初の3月31日までの者)以下の児童を対象として、児童を養育している父母又はその他保護者に、児童1人につき月額1万円(3歳未満又は第3子については、1万5千円)を支給している。ただし、所得による受給の資格制限があり、限度額を超えた場合は特例給付として、児童1人につき5千円を支給し、上限額を超えた場合は支給されない。その他保護者の例として、児童福祉施設等入所児童については、施設の長又は里親に支給する。</p> <p>・田辺市は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①児童手当若しくは特例給付の受給資格及び額の認定請求の受理、審査又は請求に対する応答</p> <p>②児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、審査又は請求に対する応答</p> <p>③未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、審査又は請求に対する応答</p> <p>④現況届出の受理・審査又は請求に対する応答</p> <p>⑤関係機関への資料の閲覧、提供、報告の求め</p> <p>⑥父母指定者の届出の受理、審査又は届出に対する応答</p> <p>・他団体への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を中間サーバに保存する。</p> <p>・申請・届出等は、窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能により受領する。</p> <p>・処分通知等は、郵送、マイナポータルのお知らせ</p>	事後	
令和5年10月1日	I 関連情報 3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の第56の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表第一の56の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月1日	I 関連情報 4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(74、75の項)	【提供】 番号法第19条第8号及び別表第二第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87、106の項) 【照会】 番号法第19条第8号及び別表第二第二欄(事務)が「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(74、75の項)	事後	
令和5年10月1日	I 関連情報 5 ①部署	市民環境部市民課	市民部市民課	事後	
令和5年10月1日	I 関連情報 7 請求先	和歌山県田辺市新屋敷町1番地 田辺市役所 市民環境部市民課 0739-26-9925	和歌山県田辺市新屋敷町1番地 田辺市役所 市民部市民課 0739-26-9925	事後	
令和5年10月1日	I 関連情報 8 連絡先	和歌山県田辺市新屋敷町1番地 田辺市役所 市民環境部市民課 0739-26-9925	和歌山県田辺市新屋敷町1番地 田辺市役所 市民部市民課 0739-26-9925	事後	
令和5年10月1日	IIしきい値判断項目 1 対象人数 時点日	令和1年6月25日時点	令和5年10月1日時点	事後	
令和5年10月1日	IIしきい値判断項目 1 取扱者数 時点日	令和1年6月25日時点	令和5年10月1日時点	事後	
令和6年5月7日	I 関連情報 7 請求先	和歌山県田辺市新屋敷町1番地 田辺市役所 市民部市民課 0739-26-9925	〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号 田辺市 市民部 市民課 0739-26-9925	事後	
令和6年5月7日	I 関連情報 8 連絡先	和歌山県田辺市新屋敷町1番地 田辺市役所 市民部市民課 0739-26-9925	〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号 田辺市 市民部 市民課 0739-26-9925	事後	
令和6年5月7日	IIしきい値判断項目 1 対象人数 時点日	令和5年10月1日時点	令和6年5月7日時点	事後	
令和6年5月7日	IIしきい値判断項目 2 取扱者数 時点日	令和5年10月1日時点	令和6年5月7日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	I 関連情報 1 ②事務の概要	<p>・児童手当法に基づき、中学生(15歳になって最初の3月31日までの者)以下の児童を対象として、児童を養育している父母又はその他保護者に、児童1人につき月額1万円(3歳未満又は第3子については、1万5千円)を支給している。ただし、所得による受給の資格制限があり、限度額を超えた場合は特例給付として、児童1人につき5千円を支給し、上限額を超えた場合は支給されない。その他保護者の例として、児童福祉施設等入所児童については、施設の長又は里親に支給する。</p> <p>・田辺市は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①児童手当若しくは特例給付の受給資格及び額の認定請求の受理、審査又は請求に対する応答</p> <p>②児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、審査又は請求に対する応答</p> <p>③未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、審査又は請求に対する応答</p> <p>④現況届出の受理・審査又は請求に対する応答</p> <p>⑤関係機関への資料の閲覧、提供、報告の求め</p> <p>⑥父母指定者の届出の受理、審査又は届出に対する応答</p> <p>・他団体への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を中間サーバに保存する。</p> <p>・申請・届出等は、窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能により受領する。</p> <p>・処分通知等は、郵送、マイナポータルのお知らせ機能により通知する。</p>	<p>・児童手当法に基づき、高校生年代(18歳になって最初の3月31日までの者)までの児童を対象として、児童を養育している父母又はその他保護者に、児童手当(3歳未満の第1子・第2子は月額1万5千円、3歳～高校生年代の第1子・第2子は月額1万円、第3子以降は月額3万円)を支給している。その他保護者の例として、児童福祉施設等入所児童については、施設の長又は里親に支給する。</p> <p>・田辺市は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①児童手当の受給資格及び額の認定請求の受理、審査又は請求に対する応答</p> <p>②児童手当の額の改定の請求の受理、審査又は請求に対する応答</p> <p>③未支払の児童手当の請求の受理、審査又は請求に対する応答</p> <p>④現況届出の受理・審査又は請求に対する応答</p> <p>⑤関係機関への資料の閲覧、提供、報告の求め</p> <p>⑥父母指定者の届出の受理、審査又は届出に対する応答</p> <p>・他団体への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続するに当たり、情報提供に必要な情報を中間サーバに保存する。</p> <p>・申請・届出等は、窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能により受領する。</p> <p>・処分通知等は、郵送、マイナポータルのお知らせ機能により通知する。</p>	事後	
令和7年10月1日	I 関連情報 3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表第一の56の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表81の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月1日	I 関連情報 4 ②法令上の根拠	【提供】 番号法第19条第8号及び別表第二第四欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(26、30、87、106の項) 【照会】 番号法第19条第8号及び別表第二第二欄(事務)が「児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(74、75の項)	【提供】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、53、76、125、141、161の項 【照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106、107の項	事後	
令和8年1月28日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用		(新規追加)	事後	様式改正による項目追加
令和8年1月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 時点日	令和6年5月7日時点	令和7年12月1日時点	事後	
令和8年1月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 時点日	令和6年5月7日時点	令和7年12月1日時点	事後	
令和8年1月28日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		(新規追加)	事後	様式改正による項目追加
令和8年1月28日	IV リスク対策 11. 最も優先順位が高いと思われる対策		(新規追加)	事後	様式改正による項目追加